

○ 総務省
経済産業省 令第 号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第五十六条の二の規定に基づき、経済センサス活動調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年 月 日

総務大臣 松本 剛明

経済産業大臣 齋藤 健

経済センサス活動調査規則の一部を改正する省令

経済センサス活動調査規則（平成二十三年 総務省 令第 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後

改正前

(統計調査員)

第七条 〔略〕

2 統計調査員は、市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）の調査実施上の指導を受けて、担当調査区（第八条の二第一項の規定により設定された調査区のうち市町村長から指定された調査区をいう。以下同じ。）における調査票の配布及び取集、担当調査区内にある調査事業所に係る調査区内事業所名簿その他の関係書類の作成並びにこれらに附帯する事務を行う。

〔3～5 略〕

(調査区の設定)

第八条の二 市町村長は、総務大臣の定めるところにより、当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域を区分して調査区を設定するものとする。

2 総務大臣は、前項の規定により市町村長が設定した調査区に基づき、調査区地図、調査区台帳その他の調査区関係書類（以下「調査区地図等」という。）を作成する。

(名簿等の作成)

第九条 総務大臣及び経済産業大臣は、経済センサス活動調査において正確かつ円滑に調査票の配布又は送付を行うため、経済センサス活動調査に先立って、直前に実施した経済センサス基礎調査規則（平成三十一年総務省令第四十六号）第五条第二項に規定する甲調査の結果及び直前に実施した同条第三項に規定する乙調査の結果並びに法第十条第十項に規定する行政記録情報その他調査対象事業所を把握するために利用することができる情報に基づいて調査事業所に係る調査センサス活動調査事前名簿（以下「事前名簿」という。）を作成するとともに企業の本所となる調査事業所に企業構造の事前確認票を送付し、記入を求め、回収し、並びに事前名簿及び企業構造の事前確認票に基づいて調査事業所に関する経済センサス活動調査調査用名簿（以下「調査用名簿」という。）を作成するものとする。

(調査の方法及び期間)

第十条 〔略〕

2 乙調査は、国の調査事業所にあつては総務大臣及び経済産業大臣が、都道府県の調査事業所にあつては都道府県知事が、市町村の調査事業所にあつては市町村長が、特別地方公共団体（特別区を除く。以下同じ。）の調査事業所にあつては都道府県知事又は市町村長がそれぞれ調査票を調査事業所ごとに送付し、及び回収することにより行う。

〔3～6 略〕

(事務の委託)

第十条の二 〔略〕

(統計調査員)

第七条 〔同上〕

2 統計調査員は、市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）の調査実施上の指導を受けて、担当調査区（経済センサス基礎調査規則（平成三十一年総務省令第四十六号）第九条第一項の規定により設定された調査区のうち市町村長から指定された調査区をいう。以下同じ。）における調査票の配布及び取集、担当調査区内にある調査事業所に係る調査区内事業所名簿その他の関係書類の作成並びにこれらに附帯する事務を行う。

〔3～5 同上〕

〔新設〕

(名簿等の作成)

第九条 総務大臣及び経済産業大臣は、経済センサス活動調査において正確かつ円滑に調査票の配布又は送付を行うため、経済センサス活動調査に先立って、直前に実施した経済センサス基礎調査（経済センサス基礎調査規則第一条に規定するものをいう。）の結果及び行政記録情報その他調査対象事業所を把握するために利用することができる情報に基づいて調査事業所に関する経済センサス活動調査事前名簿（以下「事前名簿」という。）を作成するとともに企業の本所となる調査事業所に企業構造の事前確認票を送付し、記入を求め、回収し、並びに事前名簿及び企業構造の事前確認票に基づいて調査事業所に関する経済センサス活動調査調査用名簿（以下「調査用名簿」という。）を作成するものとする。

(調査の方法及び期間)

第十条 〔同上〕

2 乙調査は、国の調査事業所にあつては総務大臣及び経済産業大臣が、都道府県の調査事業所にあつては都道府県知事が、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の調査事業所にあつては市町村長が、特別地方公共団体（特別区を除く。以下同じ。）の調査事業所にあつては都道府県知事又は市町村長がそれぞれ調査票を調査事業所ごとに送付し、及び回収することにより行う。

〔3～6 同上〕

(事務の委託)

第十条の二 〔同上〕

2 前項の場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、同欄に掲げる規定中同表2の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

〔同上〕

第七條第二項		〔略〕	〔略〕
〔略〕	担当調査区（第八條の二第一項の規定により設定された調査区のうち市町村長から指定された調査区をいう。以下同じ。）	〔略〕	〔略〕

第七條第二項		〔同上〕	〔同上〕
〔同上〕	担当調査区（經濟センサス基礎調査規則第九條第一項の規定により設定された調査区のうち市町村長から指定された調査区をいう。以下同じ。）	〔同上〕	〔同上〕

〔調査区の管理及び修正〕

第十七條の二 市町村長は、総務大臣の定めるところにより、調査区を管理するものとする。

〔新設〕

2 市町村長は、調査区について総務大臣の定める事由が生じたときは、総務大臣の定めるところにより、当該調査区を修正するものとする。

3 市町村長は、前項の規定に基づき調査区を修正したときは、総務大臣の定めるところにより、調査区地図等を修正しなければならない。

4 市町村長は、都道府県知事に対し前項の規定に基づき修正した調査区地図等の有無を報告するとともに、同項の規定に基づき修正した調査区地図等があるときは、当該調査区地図等を併せて提出しなければならない。

5 都道府県知事は、総務大臣に対し前項の規定による市町村長の報告を取りまとめて報告するとともに、同項の規定により市町村長が提出した調査区地図等を審査し、提出しなければならない。

（調査票等の保存）
第十八條 総務大臣は、調査票を三年間、総務大臣及び經濟産業大臣は、調査票の内容が記録されている電磁的記録及び結果原表又は結果原表が記録されている電磁的記録を永年保存するものとする。

（調査票等の保存）
第十八條 総務省統計局長は、調査票を三年間、総務省統計局長及び經濟産業大臣は、調査票の内容が記録されている電磁的記録及び結果原表又は結果原表が記録されている電磁的記録を永年保存するものとする。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。